

大阪大学産業科学研究所における防犯カメラの運用に関するガイドライン

平成20年7月17日教授会決定

平成24年5月21日一部改正

第1 ガイドライン制定の趣旨

このガイドラインは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」）その他関係法令及び大阪大学の定める諸規程の趣旨に則り、本研究所における防犯カメラの適正な運用に関する取扱いを定めるために制定するものです。

第2 防犯カメラ設置の目的

防犯カメラの設置は、本研究所の敷地や建物に出入りする者（出入口以外から不正に建物に侵入・退出しようとする者を含む）や危険物を取り扱う場所に出入りする者の画像を記録することにより、盗難等の犯罪行為を抑止し、本研究所における安全を確保することを目的とします。

- 2 防犯カメラは、安全衛生管理委員会からの発議に基づき、役員会や教授懇談会において検討の上、教授会の審議を経て、所長が設置するものとします。

第3 防犯カメラの設置場所と撮影範囲

防犯カメラは、次の場所に設置することとし、設置の目的に反する不用な範囲の撮影は行いません。

- (1) 本研究所建物の出入口付近や建物周辺
- (2) 本研究所における危険物の保管・使用室や同室の出入口付近

第4 管理責任者と管理担当者

- 1 防犯カメラの適正な運用を図り、また、その実務を処理するため、本研究所に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」）と防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」）を置き、次の者をもって充てることとします。
 - (1) 管理責任者 安全衛生管理委員会委員長
 - (2) 管理担当者 情報ネットワーク室員のうちから管理責任者が指名する者
- 2 管理責任者と管理担当者は、業務上知り得た情報に関して守秘義務を負い、みだりに他人に内容を知らせたり、不当な目的に利用することはできません。管理責任者の許可を得て画像を再生・複製・利用する者についても同様です。

第5 防犯カメラ設置等に係る措置

- 1 管理責任者は、防犯カメラ設置に関して、次の措置を講じることとします。
 - (1) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨を、防犯カメラの設置者、管理責任者、連絡先とともに表示すること。

- (2) 善良な管理者の注意をもって防犯カメラの維持管理に努めること。
 - (3) 防犯カメラで撮影した画像を録画・保存する機器は、管理責任者と管理担当者以外の者が操作できない状態で設置・管理すること。
- 2 本研究所守衛室で、防犯カメラの操作と画像の監視ができることとします。

第6 防犯カメラで撮影した画像の取扱い

管理責任者は、防犯カメラで撮影した画像の取扱いについて、次の措置を講じることとします。

- (1) 画像は、撮影時のままで保存し、加工をしないこと。
- (2) 画像の保存期間は、原則として2週間以内とし、当該期間経過後は、速やかに画像の消去を行うこと。ただし、犯罪行為の証拠を保全するなどの必要がある場合は、この限りではない。
- (3) 画像の再生や複製は、必要な場合に限ることとし、管理責任者と管理担当者、または管理責任者から許可を受けた者のみが行うこと。また、不正な再生や複製を行わないこと。
- (4) (1)～(3)の措置のほか、「国立大学法人大阪大学の保有する個人情報の管理に関する規程」第5条に定める保護担当者(部局長)の指揮・監督のもと、画像の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を講じること。

第7 個人情報の取扱い

- 1 防犯カメラで撮影・保存した画像に含まれる個人情報の定義や取扱いについては、個人情報保護法その他関係法令及び大阪大学の定めるところにより取り扱います。
- (1) 個人情報保護法には、保有個人情報の利用及び提供の制限に関する定めがあるため、特定の場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、提供してはならないことになっています。特定の場合として、例えば、以下のような場合が定められています。

- 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
 - 当該法人(大阪大学)が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき。
 - もっぱら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
 - 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- など

- ただし、これらの場合でも、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、法人内部における目的外の利用を特定の役職員に限ることとし、また、目的外の利用・提供によって、本人または第三者の利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外の利用・提供を行ってはならないとされています。
- (2) 管理責任者や管理担当者、または管理責任者から許可を受けた者が、画像を目的外に利用する場合には、利用の日時、目的、利用責任者・利用者、利用・複製する

画像の範囲・条件、利用形態、利用後の処置などを記録しなければならないこととします。

- (3) (2)に定める以外の者が、画像の利用（目的外の利用を含む）を希望する場合（例えば、学術研究のための利用など）には、利用の日時、目的、利用責任者・利用者、利用・複製する画像の範囲・条件、利用形態、利用後の処置などを記載した申請書を管理責任者あてに提出し、許可を受けなければならないこととします。
 - (4) 画像を複製した場合に、複製した画像の利用が終了したときは、利用責任者と利用者は、復元・判読が不可能な方法により、速やかに画像データを消去し、書面によりその旨管理責任者に報告しなければならないこととします。
- 2 個人情報を含む画像の開示については、「国立大学法人大阪大学の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る手続に関する規程」により取り扱います。
- (1) 開示請求の受付は、本部事務機構において行います。
 - (2) 開示請求を受け付けた場合、総長は、開示（部分開示を含む。以下同じ）・不開示を検討するに当たり、当該保有個人情報を保有する部局の長に意見を求め、必要に応じ、大阪大学情報公開・個人情報保護委員会に意見を求め、開示・不開示を決定します。
 - (3) 保有個人情報の開示は、本部事務機構において行います。

第8 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラの運用に関する苦情を受けたときは、適切な処置を講ずるよう努めることとします。